平成２３年（フ）第２３１号
長野県安曇野市豊科南穂高3011番地１　Ｆあづみの Ｃ―202
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６２号
長野県松本市大字入山辺2871番地
債務者　新井　吉継
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８９号
長野県岡谷市長地出早３丁目４番20号
債務者　日比野正弘
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第９０号
長野県岡谷市長地出早３丁目４番20号
債務者　日比野智恵子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２０６号
三重県桑名市大字尾野山70番地
債務者　勝岡みつ子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
三重県桑名市大字西方699番地４
債務者　魚谷　　徹
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
三重県四日市市垂坂町298番地
債務者　萩村まり子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
三重県三重郡川越町大字豊田一色121番地１
債務者　水谷あかね
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番１―403号
債務者　峯松　富重
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３６０号
兵庫県伊丹市南野４丁目９番50号
債務者　橋本　明子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６９０号
兵庫県西宮市一ケ谷町４番13号、前住所兵庫県西宮市一ケ谷町４番11号
債務者　髙橋奈々子（旧姓古塚）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１６号
兵庫県尼崎市田能４丁目17番50号　イプシロンＢ棟214号
債務者　舩木　仁美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４５号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目30番１―304号
債務者　吉田　正信
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２４号
鳥取県境港市蓮池町183番地アーバンハイツⅠ２階Ｆ号
債務者　中山　未知
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４５号
鳥取県米子市冨士見町124番地　市住603
債務者　西川千佳子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９１号
山口県下関市富任町４丁目13番26号
債務者　大元　健児
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係